平成２３年（フ）第２９号
鹿児島県出水市大野原町859番地
債務者　門田　伸志
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
鹿児島県薩摩川内市田海町200番地１　今村住宅３号棟12号室
債務者　今村　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第７号
北海道檜山郡江差町字本町165番地の２
債務者　松吉　裕之
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第９６号
香川県高松市屋島西町2274番地20アルファシティ屋島六番館303
債務者　斎藤　輝美（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２８号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間4208番地
債務者　浦門　洋一
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第５６８号
徳島市山城西４丁目53番地　ソフィー山城401号室
債務者　髙原　保之
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
宮城県大崎市岩出山字東川原町17番地16　グランドールＡ棟201、従前の住所宮城県大崎市岩出山字東川原町17番地16　グランドールＢ棟202
債務者　佐々木由里子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
佐賀県杵島郡大町町大字大町5164番地６
債務者　上田麻衣子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４０号
佐賀県武雄市北方町大字志久933番地31
債務者　渡辺　智子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1062番地４
債務者　山田　真一
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１４号
鳥取県倉吉市駄経寺町75番地１
債務者　山本　　悠
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１５号
鳥取県倉吉市伊木256番地１
債務者　青亀　　淳
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１６号
鳥取県倉吉市伊木256番地１
債務者　青亀　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１１８号
広島市安佐北区口田南７丁目22番45―101号　カーサビアンカＣ棟
債務者　日高加俗子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９号
広島市安佐北区真亀４丁目１番53―201号
債務者　南電気こと　南　　栄
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０号
広島市安佐北区真亀４丁目１番53―201号
債務者　南　まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０号
広島市安佐南区上安３丁目９番11―３号
債務者　楠田　友梨（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙1761番地26
債務者　高嶺亜希子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部